

## 改正省エネ法における自然熱の扱い

2022年12月  
工場等判断基準WG  
座長 佐々木 信也

工場等判断基準WGにおける議論を踏まえ、自然熱の扱いについて以下の整理としてはどうか。

## 1. 省エネ法の対象となる非化石エネルギーの範囲

- 現行の省エネ法は、石油危機を契機に、供給制約のある石油等の燃料資源の有効な利用の確保に資することを目的として、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために制定された。
- 改正省エネ法では、非化石エネルギーについても一定の供給制約があることを踏まえ、エネルギーの定義を非化石エネルギーまで拡大した。自然熱についても、供給制約のあるものをエネルギーの対象とする必要があるところ、太陽熱・地熱・温泉熱・雪氷熱については、常温と温度差が大きく、放置すると常温と一体化して利用価値が減っていくことに着目し、本法における「非化石エネルギー」と整理した。
- この際、同じエネルギー源を発電に利用している場合との差（太陽光発電⇔太陽熱利用、地熱発電⇔地熱利用）が出ないようにするという衡平の観点も考慮した。

## 2. その他の自然熱の扱い

- 本法のエネルギーの対象外となる河川水熱・地中熱等の自然熱については、これまでも補助金等を通じて利用促進してきたところであり、また、今後の政策立案の参考の情報とするためにも、一定の要件を定めた上で、定期報告書の「その他実施した措置」（自由記述欄）で報告可能とすることとした。
- この際、エアコンのように広く普及している機器による大気熱利用については、「この自由記述欄に報告可能とするのは不相当」との考えから対象から除くこととし、報告対象とする自然熱利用については、データの有用性を担保する観点から、適切に測定された一定規模の設備とする。
- なお、政府における大気熱の扱いについては、これまで「エネルギー供給構造高度化法」などのエネルギー関係法令では、「大気中の熱その他の自然界に存する熱」という用語で、大気熱を河川水熱などと同列で自然熱として定義している例が5件ある（別紙参照）。その上で、個別の支援政策においては、大気熱を含めたヒートポンプを「低炭素型製品」として支援する事例や、自然熱利用施設の導入支援施策の中で大気熱利用ヒートポンプを除外している事例など、政策の目的に照らした判断が行われている。
- 改正省エネ法に基づく定期報告書の「その他実施した措置」での任意記載においては、（本法の非化石エネルギーの対象外となる）自然熱利用について、こうした政策との整合性の観点からも、大気熱を自然熱に含めた任意報告対象（※）とすることで、今後の政策立案の参考等に活用したい。

※ なお、欧州ではヒートポンプ熱を再エネ熱として評価しており、こうした動向も注視していく。

## <別紙：他法令における大気熱の整理>

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものをいう。

4～8（略）

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）

（再生可能エネルギー源）

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一～五（略）

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

七（略）

○中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）

（エネルギー対策保険）

第三条の六 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「エネルギー対策保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3（略）

○中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）

（エネルギー対策保険の対象費用）

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域

経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農工商等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする。

別表第二（第九条関係）

一 （略）

二 非化石エネルギーを使用する施設

番号	施設
(略)	(略)
6	<u>大気中の熱その他の自然界に存する熱</u> （冷熱を含み、地熱及び太陽熱を除く。）を利用するための装置（これに付属するヒートポンプ、制御装置、冷凍機、冷却器、放熱器、送風装置、蓄熱槽、貯湯設備、ポンプ又は配管を含む。）
(略)	(略)

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）

（過疎地域自立促進のための地方債）

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一～二十二 （略）

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

二十四 (略)

○過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

第六条 (略)

2～4 (略)

5 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一～五 (略)

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七・八 (略)

6 (略)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）

（定義）

第二条 この法律において「非化石エネルギー源」とは、太陽光、風力、原子力その他化石燃料以外のエネルギー源として政令で定めるものをいう。

2～6 (略)

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）

（非化石エネルギー源）

第一条 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める化石燃料以外のエネルギー源は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）

五 (略)

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）

（過疎地域の持続的発展のための地方債）

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一～二十二 (略)

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

二十四 (略)

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）

（地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの）

第七条（略）

2～4（略）

5 法第十四条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

一～五（略）

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

七・八（略）

6（略）